生衛いばらき　WEB版　第60号

令和8年10月号
発行所　（公財）茨城県生活衛生営業指導センター
電　話　029-225-6603
FAX　029-225-6638

クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習を実施しました

クリーニング業に従事しているクリーニング師を対象とした「クリーニング師研修」及びクリーニング業に従事している方を対象とした「クリーニング業務従事者講習」を次のとおり実施しました。

【クリーニング師研修】
令和８年　８月２０日（木）県西生涯学習センター（筑西市）
令和８年　８月２８日（金）霞ケ浦環境科学センター（土浦市）
令和８年　９月　２日（水）県立健康プラザ（水戸市）

【クリーニング業務従事者講習】
令和８年１０月　１日（木）県立健康プラザ（水戸市）
令和８年１０月　８日（木）土浦市亀城プラザ（土浦市）
令和８年１０月２２日（木）県西生涯学習センター（筑西市）





研修・講習では、元クリーニング綜合研究所課長の梅澤典子先生から「洗濯物の受け取り、保管及び引き渡し」、「洗濯物の処理」及び「繊維及び繊維製品」について丁寧にわかりやすく説明していただきました。

なお、本年度より通年で受講可能なオンライン型受講が開始されました。詳しくは次ページをご覧ください。

クリーニング業務に従事しているクリーニング師は、業務従事開始後１年以内に、その後は３年に一度、繊維やクリーニング、関係法令などに関する最新の知識を習得し、技術を研鑽するためのクリーニング師研修を受講することがクリーニング業法によって義務付けられています。

また、営業者はクリーニング所を開設してから１年以内に、その後は３年に一度従事者数の５分の１以上の者を選んで業務従事者講習を受講させることが義務付けられています。

※本研修・講習は茨城県知事の指定を受けて、全国生活衛生営業指導センターの委託により茨城県生活衛生営業指導センターが実施しています。



令和8年5月よりクリーニング師研修・業務従事者講習のオンライン型受講を開始いたします。自宅や勤務先でPCやスマートフォンから受講が可能となり、申込から修了証発行まですべてオンラインで完結いたします。

クリーニング師研修・業務従事者講習は
クリーニング業法で定められた法定研修・講習です



クリーニング師研修	業務従事者講習	特別管理産業廃棄物管理責任者講習
受講料￥5,000	受講料￥4,500	受講料￥3,000 ※クリーニング師研修とセット受講料￥8,000

オンライン受講の詳細/お申込は下記QRコードより

コチラから

https://seiei-cl.jp/

お問い合わせ　eラーニングサポートセンター

support-seiei-cl@gakkenlx.co.jp

03-6635-1607

平日(月～金) 10:00～17:00
土日祝日・年末年始休業

公益財団法人
全国生活衛生営業指導センター

衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催しました

９月２９日(火)、茨城県三の丸庁舎会議室において茨城県生活衛生同業組合の代表者、茨城県保健医療部生活衛生課小森課長、駒田係長、潮来保健所宮本監視指導課長、竜ケ崎保健所湯澤地域保健調整監兼次長兼衛生課長、日本政策金融公庫鴨志田水戸支店長らの出席のもと、「令和８年度第１回衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。



全国生活衛生同業組合中央会、連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、平成２６年より毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」とし、生衛組合の活動意義及び地域で果たしている役割の再確認、組合活動の基盤強化並びに当該推進月間の周知・広報及び活性化の推進を図る取組を重点的に展開しています。

当生衛センターでも推進月間の共催団体として、生衛組合の活動を支援し、衛生水準の確保・向上を目的とした事業を推進しており、本会議では県生衛センター及び各生衛組合から令和８年度の事業実施に関する行動計画について説明、提案をしていただき、審議の結果、計画が承認されました。

これにより、県生衛センター及び各生衛組合では、承認された行動計画に基づいた事業を進めていき、令和９年２月に予定している第２回推進会議において、事業の実施報告と評価を行うこととしています。

茨城県生活衛生営業指導センターの理事が新たに選任されました

令和８年７月３１日付けで福岡和樹理事が辞任され、その後任として令和８年１０月１６日付で、次のとおり新たに理事が選任されました。

【新理事】

鴨志田　孝徳（（株）日本政策金融公庫水戸支店長兼国民生活事業統轄）

地区経営相談室のご案内

当生衛センターでは、日本政策金融公庫のご協力により生衛業者の皆様の経営、融資、衛生管理等に関する相談に対して助言等を行う地区経営相談室を次のとおり開設しています。

ご相談は無料です。内容は他に漏らしません。お気軽にご相談ください。

【日本政策金融公庫土浦支店】



〈場所〉　日本政策金融公庫土浦支店　相談ブース

土浦市中央１－１－２６

〈日時〉　**毎月　第２火曜日**　１０：００～１２：００

１３：００～１５：００

※日時は変更になる場合があるため、予約制とさせていただきます。

お申込は茨城県生活衛生営業指導センター又は日本政策金融公庫土浦支店まで

茨城県生活衛生営業指導センター　TEL０２９-２２５-６６０３

日本政策金融公庫土浦支店　TEL０２９-８２２-４１４１

【日本政策金融公庫日立支店】

〈場所〉　日本政策金融公庫日立支店　相談ブース

日立市幸町２－１－４８

〈日時〉　**令和８年１１月２４日（火）**　１０：００～１２：００

１３：００～１５：００

〈当相談に係るお問合せ先〉

茨城県生活衛生営業指導センター　TEL０２９-２２５-６６０３

日本政策金融公庫日立支店　TEL０２９４-２４-２４５１

専門家による無料個別相談・指導を実施します

当生衛センターでは、生活衛生関係営業経営支援対策事業として、「専門家による無料個別相談・指導」を令和８年１２月末日まで実施しています。

各種支援施策の手続きや経営全般に関する個別相談を、中小企業診断士、税理士等の専門家が無料で行います。

詳しくはチラシをご覧ください。



生活衛生関係営業経営支援対策
個別相談・指導申込書

（公財）茨城県生活衛生営業指導センター　行き

FAX：029-225-6638
E-mail：ibarakicenter@seiei.or.jp

令和　　年　　月　　日

フリガナ				
店舗名				
代表者名				
住所	〒			
担当者名	役職		フリガナ 氏名	
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			
業種				
相談項目	（　）国、都道府県及び市区町村の支援施策の利用・申請等の指導・相談 （　）生活衛生貸付等融資の利用の相談・指導 （　）デジタル化対応に関する相談・指導 （　）税制活用に関する相談・指導 （　）社会保険、労働保険等人事労務に関する相談・指導 （　）事業承継に関する相談 （　）経営に関する相談・指導			
相談内容				
加入生衛組合 組合名 (該当項目に☑)	□理容　□美容　□興行　□クリーニング　□ホテル旅館　□麺類 □食肉　□すし　□中華料理　□料理飲食　□加入なし			

生衛組合だより

美容業組合

美ＹＯＵ学会　開催報告

茨城県美容業組合では、令和８年１０月１３日（火）午前１０時より、水戸市民会館２階展示室において「美ＹＯＵ学会（びようがっかい）」を開催しました。



本イベントは、美容業界の発展と美容技術の向上、美容室経営に関する知識の習得および業界関係者同士の交流を目的として昨年より実施しております。

アルファベット表記の「ＹＯＵ」には、「容・養・優・遊・融・誘・結・友・ＹＯＵ（あなた）」など、多くの言葉の意味が詰まっており、様々なプログラムを展開し、参加者にとって有益なイベントになるようにとの思いを込めています。

当日は、ヘアスタイル競技の全国大会優勝者によるデモンストレーションをはじめ、ＴＭモードのヘア・帯結び講習会や講師４名による経営セミナー、経営個別相談、出張美容相談など、多彩なプログラムを展開しました。





また、社会貢献活動として災害義援金の受付のほか、就労継続支援Ｂ型事業所による小物雑貨の展示販売ブースも設置しました。

会場には約１３０名が来場し、幅広い情報や知識、技術を深める有意義な催事となり、盛会裏に終了することができました。

今後も美容業界の活性化と組合員の資質向上につながる事業を実施してまいりたいと思います。

理容組合

茨城県理容生活衛生同業組合では、令和９年１月１２日（火）に「収益力向上セミナー」を開催しますので、参加をご希望の方は理容組合までお申し込みください。



第1部 理容業における企業防衛
［講師］茨城県よろず支援拠点
コーディネーター 飯泉 紀子 氏

第2部 理容店における店舗防衛
［講師］茨城県警察本部

第3部 増収に繋がるカラー＆パーマ
［講師］県講師会

個別相談対応者 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター 萩原 薫 氏



問い合わせ先
理容組合 Tel.029-225-2521
12月8日(火)までにお申込みください。

受講申込書 参加をご希望の方は、下記をご記入の上お申込みください。 **FAX.029-225-2114**

氏　名		サロン名	
住　所		TEL	

主催 茨城県理容生活衛生同業組合　後援 (公財)全国生活衛生営業指導センター
(公財)茨城県生活衛生営業指導センター

Ｓマーク標準営業約款普及登録促進月間について



日本政策金融公庫からのお知らせ



経営の安定化に向けてご活用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」とは？

○　従業員が５人（旅館業および興行場営業は２０人）以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。

○　ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）
利率（注）	特別利率Ｆ
担保・保証人	不要（法人の代表者保証も不要）

（注）利率は、日本公庫のホームページの金利情報［国民生活事業主要利率一覧表］からご確認いただけます。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

お問い合わせ先
水戸支店（水戸市南町 3-3-55）
TEL：0570-009857
土浦支店（土浦市中央 1-1-26 多摩川土浦ビル）
TEL：0570-012646
日立支店（日立市幸町 2-1-48 秋山ビル）
TEL：0570-012777

ご存知ですか？ 日本公庫の「生活衛生改善貸付」

「お店の設備を更新したい」、「従業員を増やしたい」、「お店を宣伝したい」などの
経営改善を行う際に、ご利用いただける融資制度「生活衛生改善貸付（衛経）」をご紹介します!!

Q1 どんな融資制度ですか？



A

主な特徴は以下のとおりです。

- **無担保・無保証人の融資制度**で、法人の代表者保証も不要です。
- **返済期間に関わらず、利率は一定**です。
- **従業員が５人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業者の方**にご利用いただけます。



Q2 どのような使いみちで利用できますか？



A

事業（お店の営業）で必要な設備資金や運転資金にご利用いただけます。

（ご利用例）

飲食店	厨房機器の更新資金（設備資金）	300万円
旅館	外壁の塗装工事費用（設備資金）	700万円
美容室	従業員を新たに雇用するための資金（運転資金）	100万円
クリーニング店	チラシの作成等広告費（運転資金）	50万円



Q3 利用したいときは、誰に相談すればいいですか？



A

ご加入されている生活衛生同業組合、もしくは生活衛生営業指導センター、最寄りの日本公庫の支店へお気軽にご相談ください。

※ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

※最寄りの日本公庫の支店（問い合わせ先）は裏面に記載しています。

